

梅田地下空間 避難確保・浸水防止計画

(作成：株式会社ドーチカ)

平成18年10月30日

平成26年1月24日一部改正

平成30年10月1日一部改正

ドージマ地下センター

はじめに

堂島地区における、外水氾濫及び内水氾濫に対する浸水想定並びに南海トラフを震源とする地震の発生に伴い、想定を上回る津波来襲をも想定し、これらの避難確保計画を樹立することがより実効性を図ることができるとの観点から、淀川の堤防決壊による外水氾濫及び地震による津波に対しては、ドージマ地下センター利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を中心に、避難誘導を最優先するための計画を策定することとし、また、集中豪雨による内水氾濫に対しては、避難誘導の体制を図りつつ、止水等の対策を講じる計画を策定することとした。

第1部 総則

1 計画の方針

(1) 計画の目的

この計画は、水防法第15条の2第1項に基づき必要な措置に関する計画及び公表されている南海トラフを震源とする地震発生による津波に対する必要な対応計画を作成し、ドージマ地下センター利用者の洪水時や津波襲来時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることを目的とする。

(2) 計画の修正

この計画の修正は、軽微な事項については各ビルの担当者が協議のうえ決定するものとし、経費を必要とするなどの重要な事項については、各ビルの権限を有するものとの協議のうえ決定するものとする。

2 計画の対象範囲

本計画の対象地域はドージマ地下センター及び当該ドージマ地下センターに接続するビルにより構成される区域（以下「堂島地下街等区域という。）とする。

- (1) ドージマ地下センター接続ビル概略図・・・・・・・・・・別図1
- (2) ドージマ地下センターB1平面図・・・・・・・・・・別図2
- (3) ドージマ地下センター防災マップ・・・・・・・・・・別図3
- (4) ドージマ地下センター周辺図・・・・・・・・・・別図4

3 施設名称及び所在地

施設名称	所在地
ドージマ地下センター	北区堂島1丁目、曾根崎新地1丁目
西梅田MIDビル	北区曾根崎新地2丁目2-16
堂島アバンザビル	北区堂島1丁目6-20
近鉄堂島ビル	北区堂島2丁目2-2
紀陽ビル	北区堂島2丁目1-43
堂島グランドビル	北区堂島1丁目5-17
ホテルエルセラーン大阪	北区堂島1丁目5-25

4 ドージマ地下センター及び接続ビルの建物概要

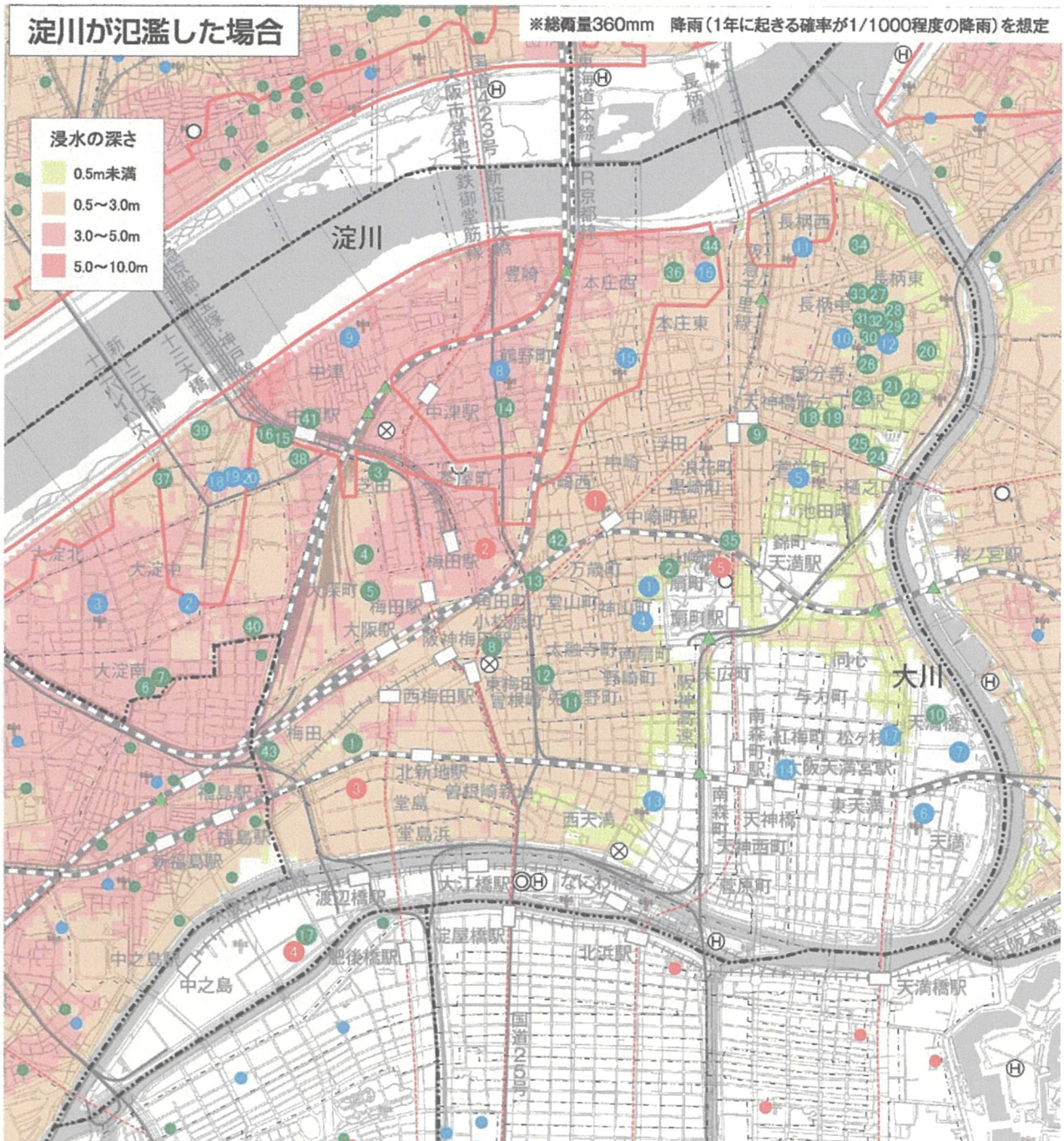
施設名	出入口数	敷地面積 m ²	建面積 m ²	地階	地上階
ドージマ地下センター	9	6,778	6,778	2	
西梅田MIDビル	1	1,608	1,446	4	9
堂島アバンザビル	3	11,620	4,483	2	23
近鉄堂島ビル	1	4,402	2,162	2	21
紀陽ビル	1	979	850	2	9
堂島グランドビル	1	3,179	2,805	1	9
ホテルエルセラーン大阪	1	1,159	15,554	3	15

5 計画の適用範囲

この計画は、堂島地下街等区域内の施設に勤務又は施設を利用するすべての者に適用するものとする。

6 災害の想定

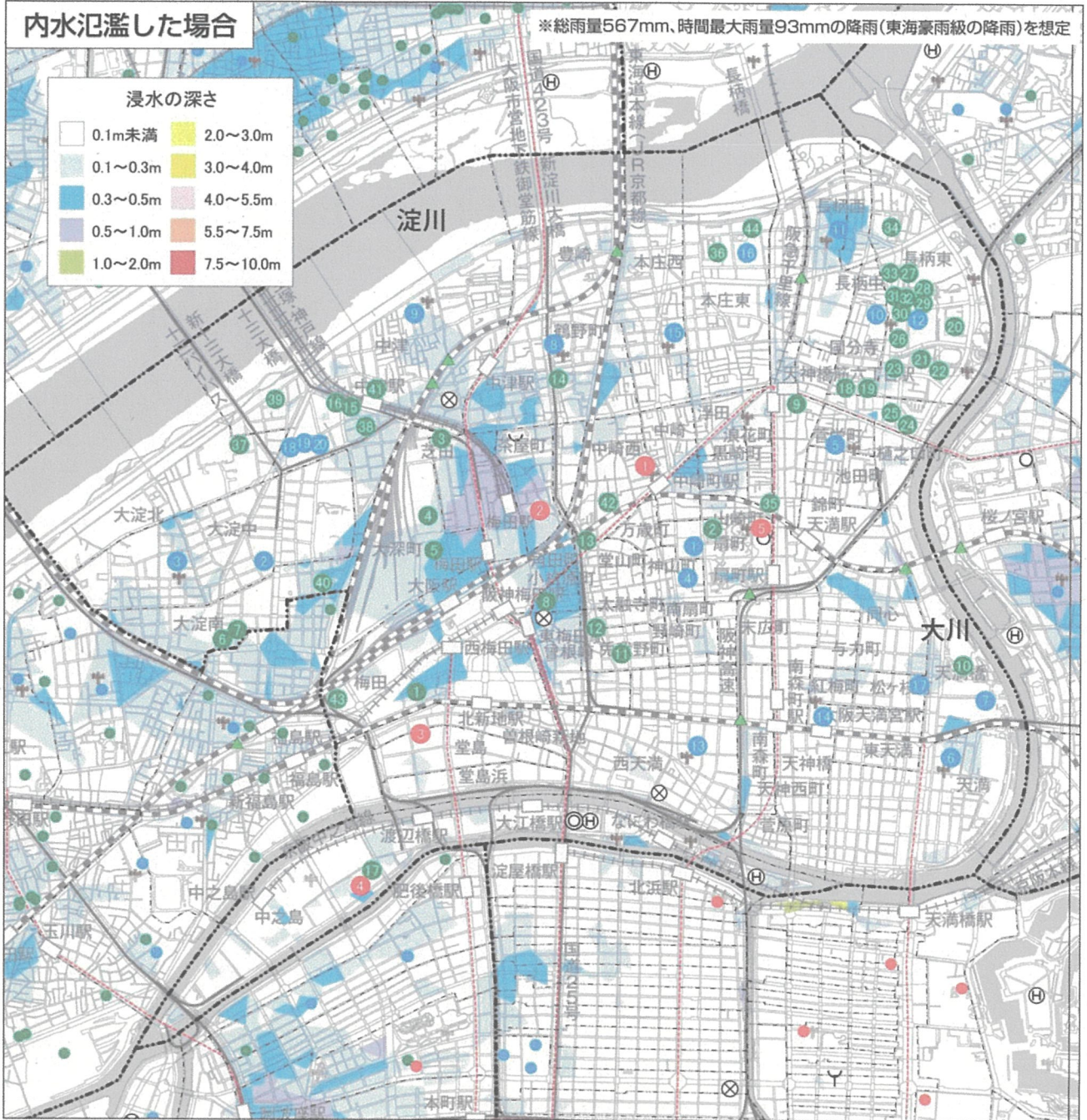
本計画で対象とする災害は、大阪市が公表している「水害ハザードマップ」に基づく想定区域を基本とする。



内水氾濫した場合

※総雨量567mm、時間最大雨量93mmの降雨(東海豪雨級の降雨)を想定

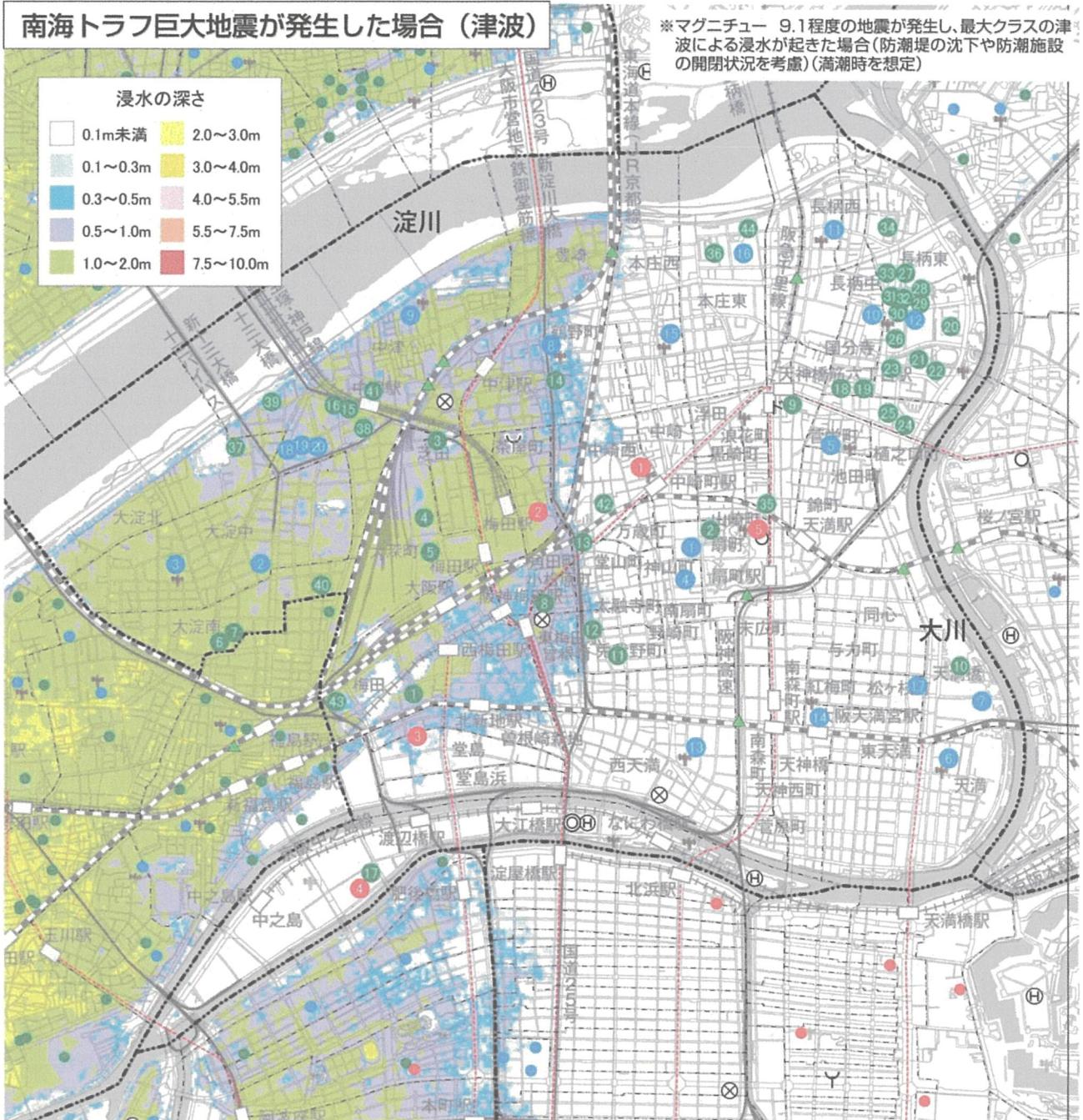
浸水の深さ	
0.1m未満	2.0~3.0m
0.1~0.3m	3.0~4.0m
0.3~0.5m	4.0~5.5m
0.5~1.0m	5.5~7.5m
1.0~2.0m	7.5~10.0m



南海トラフ巨大地震が発生した場合（津波）

※マグニチュード 9.1程度の地震が発生し、最大クラスの津波による浸水が起きた場合（防潮堤の沈下や防潮施設の開閉状況を考慮）（満潮時を想定）

0.1m未満	2.0~3.0m
0.1~0.3m	3.0~4.0m
0.3~0.5m	4.0~5.5m
0.5~1.0m	5.5~7.5m
1.0~2.0m	7.5~10.0m



凡例

- | | | |
|-----------------|-------------|--------------|
| ● 災害時避難所 | Ⓜ 災害時用ヘリポート | —+—+— JR |
| ● 津波避難ビル | ✱ 防災スピーカー | ++++ 私鉄 |
| ● 災害時避難所・津波避難ビル | ▲ アンダーパス | --- 地下鉄 |
| ◎ 市役所 | — 家屋倒壊区域 | □ 駅 |
| ○ 区役所・保健福祉センター | | — 国道等 |
| ⊗ 警察署 | | - - - 区境界線 |
| └ 消防署 | | - · - · 町境界線 |

災害時避難所 (災害の状況に応じて開設されます)		
1	済美福祉センター、済美中崎町コミュニティホール	中崎西 1-6-8
2	もと梅田東小学校体育館	茶屋町 2-9
3	堂島地域集会所、堂島・中之島老人憩の家	堂島 2-2-26
4	大阪市立科学館	中之島 4-2-1
5	北区民センター	扇町 2-1-27

津波避難ビル (避難勧告・避難指示が発令されたときに避難が可能です)		
1	ブリーゼタワー	梅田 2-4-9
2	市営扇町住宅1号館	扇町 2-3
3	平成医療学園専門学校なにわ歯科衛生専門学校	大深町 2-179
4	グランフロント大阪 北館	大深町 3-1
5	グランフロント大阪 南館	大深町 4-20
6	宗教法人本門佛立宗清風寺	大淀南 2-5-5
7	特別養護老人ホーム淳風おおさか	大淀南 2-5-20
8	大阪富国生命ビル	小松原町 2-4
9	大阪市立住まい情報センター	天神橋 6-4-20
10	OAPタワー	天満橋 1-8-30
11	兎我野町 聚楽マンション	兎我野町 9-2
12	123+N大阪本店	兎我野町 16-11
13	ポートピア梅田(北大阪堂山ビル)	堂山町 18-8
14	コープ・ジャパン	豊崎 2-8-11
15	平成医療学園専門学校 中津第1校舎	中津 6-10-15
16	平成医療学園専門学校 中津第2校舎	中津 6-9-38
17	国立国際美術館	中之島 4-2-55
18	市営長柄中住宅1号館	長柄中 1-2
19	市営長柄中住宅2号館	長柄中 1-1
20	UR賃貸住宅(さざなみプラザ)	長柄東 2-1
21	UR賃貸住宅(さざなみプラザ第2)	長柄東 1-4
22	UR賃貸住宅(さざなみプラザ第3)	長柄東 1-5
23	UR賃貸住宅(さざなみプラザ第4)	長柄東 1-4
24	UR賃貸住宅(さざなみプラザ第5)	国分寺 1-2
25	UR賃貸住宅(さざなみプラザ第6)	国分寺 1-2
26	UR賃貸住宅(さざなみプラザ第7)	長柄東 2-3
27	UR賃貸住宅(さざなみプラザ第8)	長柄東 2-8
28	市営長柄東住宅2号館	長柄東 2-5
29	市営長柄東住宅3号館	長柄東 2-5
30	市営長柄東住宅4号館	長柄東 2-6
31	市営長柄東住宅5号館	長柄東 2-6
32	市営長柄東住宅6号館	長柄東 2-6
33	市営長柄東第2住宅1号館	長柄東 2-7
34	UR賃貸住宅(リバーサイドながら)	長柄東 3-2
35	第10新興ビル	浪花町 1-23
36	UR賃貸住宅(リバーサイドほんじょう)	本庄東 3-8,3-11
37	市営大淀北住宅1号館	大淀北 1-5-19
38	市営中津第3住宅1号館	中津 6-2-24
39	阪急観光バス株式会社(立体駐車場2階部分)	中津 7-7-19
40	JT大阪ビル	大淀南 1-5-10
41	大阪市立北スポーツセンター	中津 3-4-27
42	ヴィルデミキ	中崎西 2-3-28
43	毎日新聞大阪本社ビル 毎日インテシオ	梅田 3-4-5
44	市営大淀住宅1号館	本庄東 3-6-6

災害時避難所・津波避難ビル (災害時避難所は、災害の状況に応じて開設されます) (津波避難ビルは、避難勧告・避難指示が発令されたときに避難が可能です)		
1	扇町小学校	扇町 2-7-24
2	大淀中学校	大淀中 2-1-11
3	大淀小学校	大淀中 4-10-33
4	天満中学校	神山町 12-9
5	菅北小学校	菅栄町 9-5
6	滝川小学校	天満 1-24-15
7	北稜中学校	天満橋 1-1-58
8	豊崎小学校	豊崎 4-5-9
9	中津小学校	中津 3-34-18
10	豊崎東小学校	長柄中 2-3-30
11	豊仁小学校	長柄西 2-6-20
12	新豊崎中学校	長柄東 2-2-30
13	西天満小学校	西天満 3-12-21
14	堀川小学校	東天満 2-10-7
15	豊崎本庄小学校	本庄西 2-1-16
16	豊崎中学校	本庄東 3-4-8
17	扇町総合高等学校	松ヶ枝町 1-38
18	大阪YMCA インターナショナルスクール西側校舎	中津 6-7-34
19	大阪YMCA インターナショナルスクール東側校舎	中津 6-7-34
20	大阪YMCA インターナショナルスクール体育館	中津 6-7-34

第2部 応急対策計画

1 防災体制

(1) 水害対策本部の設置

本部の設置は、ドージマ地下センター及びこれに隣接するビルに水害が発生、あるいは発生する恐れがあるとき、又は近畿地方整備局から洪水予報が発表されたとき、及び大津波警報が発表されたとき並びに水害対策本部構成員で協議し必要と認めたとときに設置する。

なお、ドージマ地下センターにおける災害対策本部長は、株式会社ドーチカ代表取締役社

長、副本部長は、株式会社ドーチカ常務執行役員とし、水害対策本部構成員は次のとおりとする。

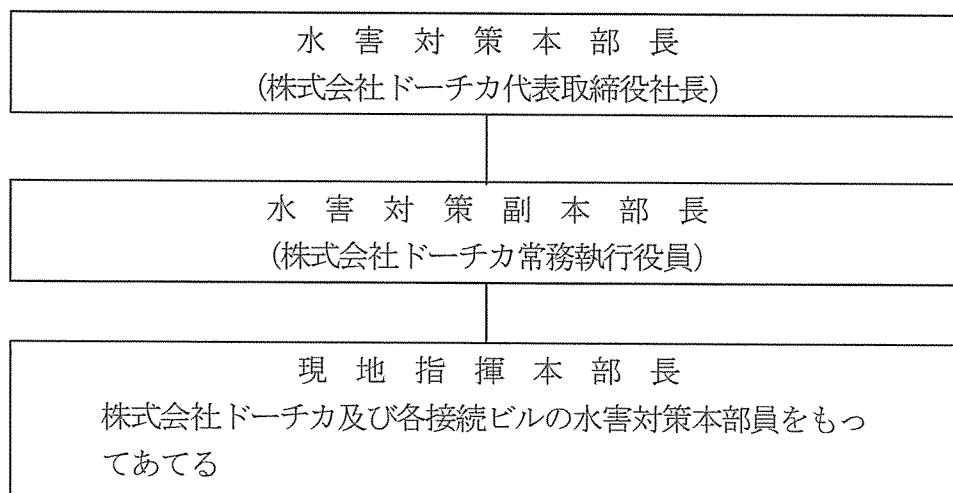
水 害 対 策 本 部 構 成 員		
本 部 長	株式会社ドーチカ代表取締役社長	
副 本 部 長	株式会社ドーチカ常務執行役員	
施設名称	本部員	副本部員
ドージマ地下センター	(株)ドーチカ施設部長	(株)ドーチカ施設部課長
西梅田MIDビル	関電ファシリティーズ(株) 事業所長	関電ファシリティーズ(株) 事業所技術員
堂島アバンザビル	堂島アバンザ管理(株) 管理部長	堂島アバンザ管理(株) 防災担当部長
近鉄堂島ビル	近鉄ビルサービス(株) 管理課長	近鉄ビルサービス(株) 設備主任
紀陽ビル	星光ビル管理(株) 施設管理担当者	星光ビル管理(株) 営業所副所長
堂島グランドビル	堂島グランドビル 営業所長	堂島グランドビル 営業所副所長
ホテルエルセラーン大阪	ホテルエルセラーン大阪 部長	ホテルエルセラーン大阪 防災センター員

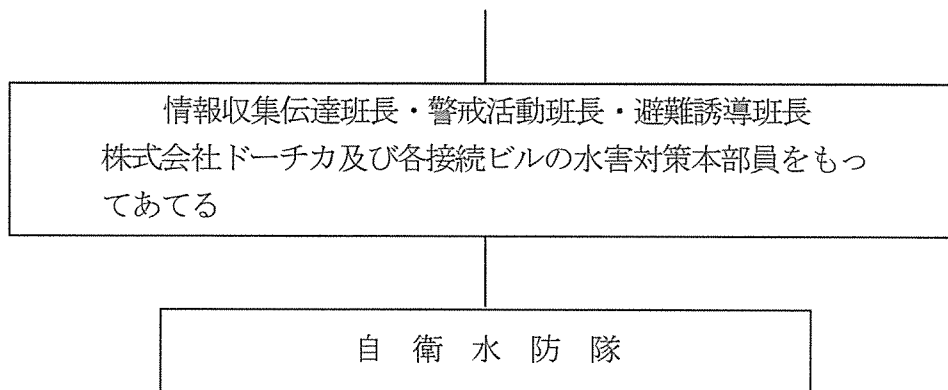
(2) 水害対策本部の体制

災害対策本部は、株式会社ドーチカ（堂島アバンザビル6F）に設置するが、各ビルではそれぞれ自ビルの消防計画に基づく災害対策体制を確立する。

なお、それぞれのビルの防災センター間及び災害対策本部との情報収集連絡を密にして災害対応に万全を期す。

(水害対策本部組織体制表)





(3) 本部の設置場所

本部は、堂島アバンザビル6階（株式会社ドーチカ）に設置し、現場指揮所をドーチカ防災センター内に置く。なお、現場指揮所の責任者は施設部課長とする。また、津波災害時の現場指揮所の全隊員は、津波の大阪湾到着30分前をもってアバンザビル6階の本部に直ちに避難する。

(4) 本部の解散

水害の危険が解消されたと認められたとき、あるいは水害の発生による応急対策が完了したと認められたときに解散する。

2 任務の内容

水害対策本部の任務は、下記に掲げる内容を基本とし、各ビル内における避難誘導・警戒活動・救護活動について、各ビルの消防計画に基づきその任務を遂行するものとする。

水 害 対 策 任 務 表	
組 織	任 務
災害対策本部長	情報収集・伝達・警戒活動・避難勧告・誘導などの指示
災害対策副本部長	本部長の補佐・本部業務の管理
現地指揮本部長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現地対策の総合指揮 ○ 現地状況の情報の収集伝達 ○ 接続ビルとの連携対策
情報収集伝達班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種情報収集伝達の拠点 ○ 気象、洪水情報の収集伝達 ○ 関係機関への情報連絡 ○ 館内街内放送による情報連絡 ○ 報道機関対応、その他広報全般 ○ 建設会社などへの応援要請の連絡 ○ 隣接地下道管理者との情報連絡 ○ 休日、夜間の緊急連絡 ○ 他の部への応援連絡

警戒活動班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 動員計画（社員の非常呼び出しを含む） ○ 店舗への浸水及び漏水処置 ○ 水防用資器材の準備 ○ 被害発生予想箇所の巡回調査 ○ 電気施設、機械施設、排水ポンプの点検と処置 ○ 排水溝の点検と処置 ○ 地上施設の点検と処置 ○ 被害発生箇所の応急処置 ○ 駐車場の営業時間変更及び閉鎖等の検討 ○ 管理シャッター開閉の検討
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の誘導 ○ 利用者への口頭連絡 ○ 災害要援護者の介助など ○ 営業時間等の変更及びテナントへの連絡

3 情報収集体制

防災センターの勤務者は、次の方法により情報を収集する。

(1) 浸水危険性の把握

次により随時、気象情報、河川情報、避難状況等の情報を把握する。

■ 水防警報、気象情報及び洪水予報については、大阪市建設局からファックスで、また淀川の決壊危険性が高まった場合には、大阪市危機管理室からファックスでドーチカ防災センターに伝達されるので、これにより必要事項を確認し各接続ビル防災センターに情報の伝達を行うものとする。

浸水危険については、情報に基づき危険箇所の巡回を行うとともに道路の保水状態等、目視により浸水危険を判断する。

■ テレビ、ラジオ等により情報を確認する。

(2) 地震情報の把握

■ テレビやラジオ及びインターネットのホームページ等により地震情報、津波情報の収集に努めるとともに、各ビル防災センターに情報の伝達を行う。

- ・ おおさか防災ネット
- ・ 国土交通省防災情報提供センター
- ・ 気象庁防災気象情報

■ 大阪市危機管理室からエリアメール等で関係情報が伝達されるので、内容を確認し、情報伝達を行うものとする。

(3) 利用状況の把握

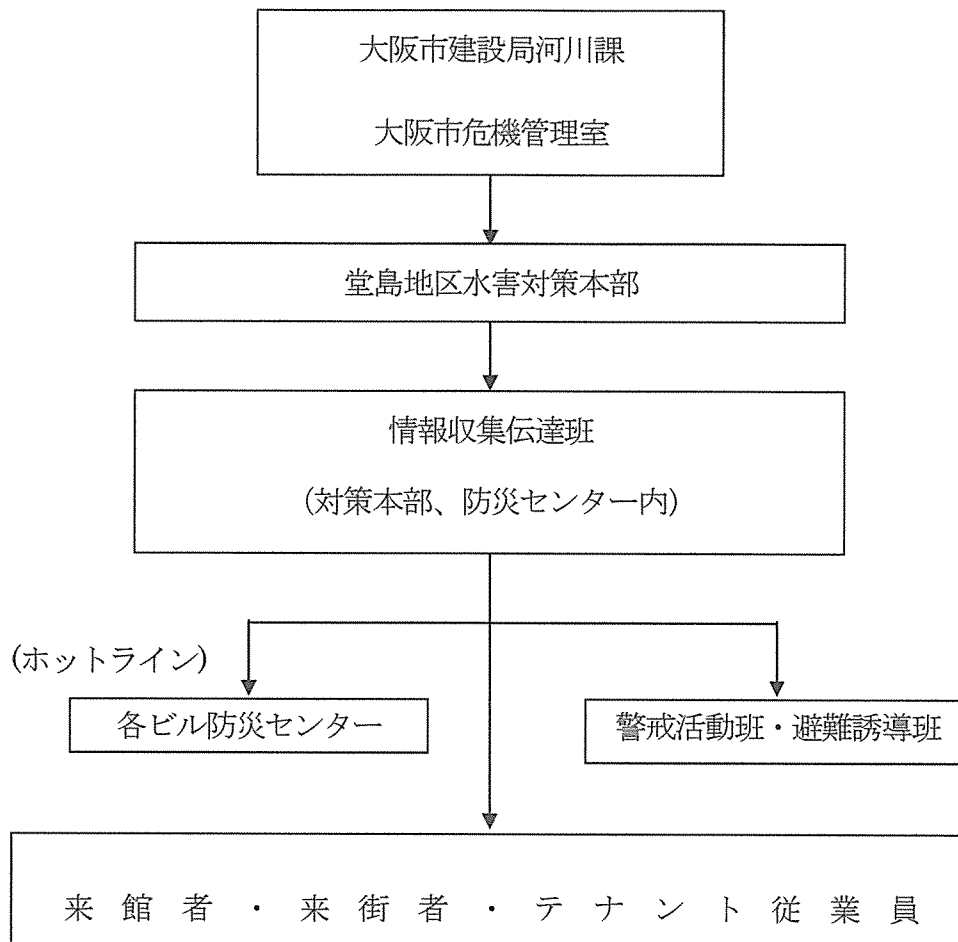
次により随時、建物内外部の状況、地下街の顧客、通行状況等について把握する。

■ CCTV（ITV）のモニターによる情報収集。（防災センター）

■ 防災センター勤務者の巡回による情報収集。

4 情報伝達体制

情報伝達班、現地対策班は下記フローに基づき情報伝達を確実に行う。



5 警戒活動

(1) 警戒配備体制（外水氾濫及び内水氾濫時）

地下街への浸水を防止するため、通常業務の一部もしくは全部を停止し、地区全体で対処するものとし、警戒活動に対する配備体制は被害危険度により、次の三段階とする。

警 戒 配 備 表			
配 備	態 勢	発 令 時 間	配 備 人 員
第 1	注 意	大阪管区气象台から大阪市に大雨警報、洪水警報のいずれかが発表された場合	防災センター勤務員による警戒
第 2	警 戒	水害発生の恐れがある場合	警備活動上特に必要と認めた社員
第 3	非 常	全市にわたり浸水被害、または洪水氾濫等で甚大な被害が発生した場合で関係機関に応援要請が必要な場合。	全 員

警 戒 活 動 内 容		
態勢	防災センター（本部）の対応	各ビルの対応
注意	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務時間内においては、次による。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災センター員と警戒活動班が中心となり資器材の点検及び準備を行うとともに各ビルにホットラインで連絡を行う。 ・ 土嚢、防水板等を活用して、浸水が予想される箇所への対応を図る。 ・ 防災センターは各ビルからの情報収集活動を適宜実施する。また、地上部の降雨状況等については、各ビルとの連絡や巡回により随時情報を収集する。 ○ 夜間、休日においては、次による。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安長、又は防災センター員は、上記に掲げる対応のほか警戒活動班、避難誘導班、現地対策班の各班長に状況を連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部からの連絡があれば、各ビルの計画に基づき資器材の点検準備を行うとともに土嚢、防水板等で浸水予想箇所の対応を図る。 ○ 監視カメラ、巡回等により情報収集を行い、適宜本部に情報連絡を行う。 ○ 夜間、休日に本部から連絡があったときは、直ちに関係者に連絡する。
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務時間内においては、全員が対応することとし、テナント従業員と一致協力して出入り口などに土嚢や防水板を設置するとともに、水防資器材を活用し防水作業にあたる。 ○ 各浸水箇所の防水作業に当たる責任者は、浸水状況、水防作業状況、作業人員等について本部に報告する。 ○ 主要な出入り口には、随時監視員を配置し道路側溝の流水及び冠水等を監視し、その状況を随時対策本部に報告する。 ○ 夜間、休日にあつては、各ビルの防災センターから連絡を受けた情報収集班長等は、非常呼び出し一覧表に基づき関係者に浸水被害の状況を連絡するとともに、連絡を受けた者は、速やかに参集する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水防作業について、各テナント社員に対しても協力を要請する。 ○ 浸水(漏水)の発生する恐れのあるテナントの営業継続の可否については、店長等責任者の判断にゆだねることとするが、災害状況によっては、営業中止を要請する。
非常	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務時間内においては、テナント従業員と協力のもと、来街者に対し、非常放送により指定した避難場所への避難を指示する。 避難場所については、各ビルにおける消防計画に基づくものとする。 ○ 夜間、休日にあつては、警戒態勢時に連絡を受けた者以外で、必要と認められる関係者に対し、参集を求める。 	<p>営業時間中に非常態勢が発令された場合は、その時点をもって全店閉店とする。</p>

(1) 警戒配備体制（津波災害時）

地下街滞在者の安全確保を図るため、通常業務の一部もしくは全部を停止し、地下全体で対処することとするが、警戒活動に対する配備体制は発表情報により、次の三段階とする。

警 戒 配 備 表			
配 備	態 勢	発 令 時 間	配 備 人 員
第 1	注 意	地震発生により気象庁から、大阪湾沿岸に対し、津波注意報が発表された場合	防災センター勤務員による警戒
第 2	警 戒	地震発生により気象庁から、大阪湾沿岸に対し、津波警報が発表された場合で、警戒体制が必要と判断されたとき	警備活動上特に必要と認める社員
第 3	非 常	地震発生により気象庁から、大阪湾沿岸に対し、大津波警報が発令された場合	全員

警 戒 活 動 内 容		
態勢	防災センター（本部）の対応	各ビルの対応
注意	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務時間内は、防災センター員と警戒活動班が中心となり各ビルにホットラインで連絡を行う。 ○ 夜間、休日においては、次による。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災課長は、警戒活動班、避難誘導班、現地対策の各班長に状況を連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部からの連絡があれば、各ビルの計画に基づき行動する。監視カメラ、巡回等により情報収集を行い、適宜本部に情報連絡を行う。 ○ 夜間、休日に本部から連絡があったときは、直ちに関係者に連絡する。
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務時間内においては、全員が対応することとし、防災センターが行う非常放送内容を在街者に伝え地震情報と津波襲来か否かの情報を伝える。 各テナント従業員は、自店舗のシャッター閉鎖等、必要な措置等の確認を行う。 ○ 夜間、休日は、次による 非常召集を発令し召集命令を受けた者は、特別な事情がある者を除き速やかに参集する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水防作業について、各テナント従業員に対しても協力を要請する。 ○ 浸水(漏水)の発生する恐れのあるテナントの営業継続の可否については、店長等責任者の判断にゆだねることとするが、災害状況によっては、営業中止を要請する。

非常	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務時間内においては、全員及びテナント従業員と協力のもと、在街者には、非常放送により隣接建物3階以上に避難させる。 ○ 夜間、休日は、次による 非常召集を発令し召集命令を受けた者は、特別な事情がある者を除き速やかに参集する。 	<p>営業時間中に非常態勢が発令された場合は、その時点をもって全店閉店とする。</p>
----	---	---

6 避難誘導

(1) 避難の原則

ア 南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）による津波災害にあつては、在街者の避難時におけるパニック防止措置を行ったうえで、隣接建物の3階以上に避難誘導する。また、津波到達までに時間的余裕があつても速やかに避難誘導を行う。

イ 外水氾濫において、淀川が破堤した場合は堂島地区には0.5～3.0メートル程度の浸水が想定されることから、警戒活動は来街者の避難誘導を最優先し、洪水情報が出された場合には、情報の収集に努めるとともに、その洪水の状況等を確認して避難誘導情報、避難経路等を地下空間の利用者、滞在者等に確実に伝達するとともに、避難誘導に総力を挙げて対処するものとする。

ウ 内水氾濫で周辺道路が冠水し、出入り口や接続地下道等から多量の雨水の流入が予測される時、または流入したときには、来街者の避難を最優先させなければならない。

当地下街では、浸水に対して安全な場所として、「隣接建物3階以上」を設定し、来街者の誘導を行う。

(2) 避難時期

非常態勢発令又は、大阪市から避難勧告・指示が発令されると同時に非常放送により従業員、来街者に避難指示をする。

(3) 発令時の行動

担 当	内 容	行 動 内 容
防災センター		<ul style="list-style-type: none"> * 街内放送により避難の呼びかけを行う。 * エレベーターやエスカレーター停止の呼びかけを行う。 * 災害状況の伝達（案内）を行う。
避難誘導班		<ul style="list-style-type: none"> * 各階段、エレベーターやエスカレーター前に担当者を配置する。 * 口頭により、他の従業員やテナントスタッフに対応を要請する。 * 現地誘導の指揮を執る。
その他の従業員		<ul style="list-style-type: none"> * 担当者は火元閉鎖を行う。 * 担当者はレジ管理を行う。 * 自店舗のシャッターを閉める。 * 避難誘導班の指示に従い活動を行う。

(4) 避難経路

避難経路については、各ビルの消防計画に準ずる。

(5) 誘導方法及び留意事項

誘導方法及び留意事項については、各ビルの消防計画に準ずる。

(6) 街内放送及び案内の内容

ア 南海トラフ地震

(ア) 街内放送例

* こちらはドーチカ防災センターです。

南海トラフ巨大地震が発生し、大津波警報が発表され、大阪市から避難勧告、指示が出されました。地下街利用者の方々は、係員の指示、誘導に従い避難を開始して下さい。避難にあたり援護を要する方を見かけられた方は、お近くの係員にご連絡をお願いします。

繰り返しお知らせします。・・・・・・・・

* こちらはドーチカ防災センターです。

大津波警報が発表され、本日〇〇時〇〇分に大阪市から避難指示が出されました。

係員の指示に従い直ちに地下街から避難していただきますようお願いいたします。

各店舗は直ちにお客様の避難誘導にあたるとともに速やかに閉店して下さい。

繰り返しお知らせします。・・・・・・・・

* こちらはドーチカ防災センターです。

避難誘導を終了した自衛水防隊及び店舗の方々は、店舗の火の元点検を今一度実施し、店舗シャッターを閉鎖後、お近くの地下街接続ビルの3階以上の階に避難して下さい。

繰り返しお知らせします。・・・・・・・・

* こちらはドーチカ防災センターです。

避難に際しては、係員の指示する方向へゆっくりとお進み下さい。

なお、避難にあたり援護が必要な方、及び援護が必要な方を見かけた方は、お近くの係員にご連絡をいただきますようお願いいたします。

また、援護を要する方の近くにおられる方々は、避難について御支援、御協力をお願いします。

お近くの地下街接続ビルの3階以上の階に直接避難して下さい。

繰り返しお知らせします。・・・・・・・・

(イ) 現地案内例

※ 避難先は、地下街へ接続するビルの3階以上となっています。大変危険ですので、ゆっくりと〇〇階段へお進み下さい。

※ エレベーター、エスカレーターは停止していますので階段を御利用下さい。

※ 避難に際し、援護が必要な方がいらっしゃいましたら係員までお申し出下さい。

イ 外水氾濫

(ア) 街内放送例

- * こちらはドーチカ防災センターです。

集中豪雨（台風）のため淀川の水位が警戒水位を超え、さらに上昇する見込みとなり、大阪市から梅田地区全域に避難準備情報が出されました。地下街利用者の方々は係員の誘導により避難を開始して下さい。避難にあたり援護を要する方を見かけた方はお近くの係員にご連絡をお願いします。

繰り返しお知らせします・・・・・・・・

- * こちらはドーチカ防災センターです。

集中豪雨（台風）のため淀川が氾濫する危険があり、本日〇〇時〇〇分大阪市から梅田地区全域に「避難勧告（指示）」が出されました。

係員の指示に従い、直ちに地下街から避難していただきますようお願いいたします。

各店舗は、直ちにお客様の避難誘導にあたり、速やかに閉店して下さい。

繰り返しお知らせします・・・・・・・・

- * 避難に際しては、エレベーター、エスカレーターは停止していますので、階段で避難して下さい。
- * 避難に際しては、係員の指示する方向へゆっくりとお進み下さい。なお、避難にあたり援護が必要な方及び、援護が必要な方をお見かけした方は、お近くの係員に御連絡をいただきますようお願いいたします。また、援護を要する方の近くにおられる方々は、避難について御支援、御協力をお願いします。
- * 現在地上外部は大変危険となっていますので、お近くの地下街接続ビルの3階以上の階へ直接避難して下さい。

(イ) 現地案内例

- ※ 避難先は地下街へ接続するビルの3階以上となっています。たいへん危険ですので、ゆっくりと〇〇階段へお進み下さい。
- ※ 現在地上外部は、大変危険となっていますので〇〇階段より地下街接続ビルの3階以上の階へ直接避難して下さい。
- ※ エレベーター、エスカレーターは停止していますので、階段を御利用して下さい。
- ※ 避難にあたり、援護が必要な方がいらっしゃいましたら係員までお申し出下さい。

(7) 防潮扉・防水板の操作（閉鎖）の着手時期

閉鎖時期は、来街者の避難経路を確実に確保した上で、閉鎖しても問題のない箇所のみを閉鎖し、全ての閉鎖は来街者及び従業員が避難完了後とする。

- 防潮扉の閉鎖を最優先とし、その順序は「C72・C84・C80各出入口（以上堂島アバンザビル）」の順、次に「C83出入口（近鉄堂島ビル）」とする。
- 防水板の閉鎖は、上記以外の地下街及び接続ビルの地下空間に通じる階段出入口に対して、各接続ビルの浸水対策計画等に基づくほか、災害規模や道路冠水状況等を見分し、浸水危険の恐れが最も大なる箇所から着手するものとする。

第3部 避難安全対策施設整備計画

地下街及び接続ビルの各出入口については、少なくとも、内水氾濫による浸水を防止するための防水板等の施設を整備する。

第4部 防災教育・訓練の計画

1 防災教育の計画

「自らの命は自らで守る」「自らの地域は自らで守る」そのために、社員やテナント従業員、利用者が平素から備えるべきこと、関係機関が分担、協力して実施すべき災害対策、地下空間における高齢者や身体に障害ある方などの援護を要する者への助け合い精神を重点とした防災教育を実施し、自主防災への積極的な取り組みの啓発を図る。

防災教育の内容は、防災センター勤務者の教育を除き概ね次によるものとし、各ビルごとに計画を樹立する。

- ・ 避難計画の周知徹底
- ・ 浸水予防の周知徹底
- ・ 防災体制の周知徹底
- ・ 水害等に関する事項の周知徹底
- ・ その他防災管理上必要な事項

2 防災訓練の計画

(1) 訓練の内容

地下空間浸水対策を重点としての訓練を次により行う。

図上訓練は、参加者がテーブルに広げられた地図を囲み地下空間が浸水したと想定して、参加者の水防に対する意見や問題点を抽出し討議する。

実地訓練は、実際の災害を想定した訓練とし、事前に配布する資料により水防訓練、情報伝達訓練、避難訓練を行う。

(2) 訓練のシナリオ

ア 図上訓練

この訓練は、場所と時間が制約されないので比較的手軽に行えるもので、この地下空間が浸水したと想定したシミュレーションを通じて、参加者の水防に対する意見や問題点を共通認識することとして行う。また、この図上訓練を経た上で実地訓練に反映させる。

(ア) 実施時期

実地訓練の約1週間前

(イ) 参加者

各ビル単位の構成により実施する。また、テナント従業員にはフロア単位より構成したグループで行う。

(ウ) 訓練項目

参加者自身の所在が判別できる縮尺の図面（事前配布）を参加者全員で囲み下記の事項について討議（誰が、いつ、どこで、何をするか）を行う。

- ・ 事前準備 : 地下空間施設に浸水した場合に被害を被る施設や問題の抽出
(事前に対応すべき事項の抽出)
- ・ 浸水防止 : 地下空間施設の浸水を防止するために取るべき行動
- ・ 情報伝達 : 行政から入る情報の受信方法。情報を正しく従業員等の関係者や地下施設利用者に伝達する方法。
- ・ 避難誘導 : 地下空間施設より避難先へ安全に避難するためにとるべき行動
- ・ 浸水排除 : 地下空間が浸水した後の浸水排除や清掃等の水防活動
- ・ 人命救助救出 : 地下空間施設に取り残された人の確認と救出するために取るべき行動

イ 実地訓練

実地訓練は浸水を想定した訓練とし、水防訓練、情報伝達訓練、避難訓練の模擬演習を行う。

(ア) 実施時期

原則として梅雨のシーズン前である6月第3週とする。

(イ) 参加者及び主催者

水害対策本部を構成する各ビル（会社）が主催し、参加者はこれらのビルに勤務する関係者とする。

(ウ) 訓練項目

- * 動員訓練 連絡網を通じて所定の場所に動員する。
- * 水防対策本部設置訓練 . . . 水防対策本部の人員、資器材
- * 浸水防止訓練 防水板の設置、土嚢の設置訓練
- * 情報収集訓練 情報の収集
- * 情報伝達訓練 情報の伝達
- * 避難訓練 避難するための備品配置、避難体制
- * 避難誘導訓練 避難誘導、災害時要援護者の誘導訓練
- * 救出救護訓練 救出救護訓練

3 施設点検計画

防災センター及び警戒活動班員は、実地訓練前に浸水防止の施設、水防資器材の点検を行う。

定期点検チェックシート-1(浸水防止の施設)					
資機材等名称	点検内容	保管場所	数量	点検日	点検者
防水板(C60階段北・南)	可動状況	G倉庫	2		
防水板(C69階段)	可動状況	F倉庫	1		
防水板(C83階段)	可動状況	E倉庫	1		

防水板(C93階段)	可動状況	D倉庫	1		
土嚢	個数・破れなど	G倉庫	50		
土嚢	個数・破れなど	F倉庫	50		
土嚢	個数・破れなど	D倉庫	50		

定期点検チェックシート-2(資器材等)					
資器材等名称	点検内容	保管場所	数量	点検日	点検者
排水ポンプ	可動状況	第2設備室	1		
非常用発電機	可動状況	第1設備室	1		
水切り	個数・破損など	D～G倉庫(各2)	8		
懐中電灯	点灯状況電池寿命など	D～G倉庫(各2)	8		
ブルーシート	個数・破れなど	D～G倉庫(各2)	8		
ビニールシート	個数・破れなど	D～G倉庫(各2)	8		
長靴	個数・破損など	D～G倉庫(各5)	20		
土のう(吸水)	個数・破れなど	MDF 倉庫	100		

第5部 自衛水防組織に関する事項

1 下記「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

《自衛水防組織活動要領》

(自衛水防組織の編成)

- (1) 管理権原者(取締役社長)は、洪水時において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。
- (2) 自衛水防組織には、統括管理者を置く
 - ア 統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。
 - イ 統括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
- (3) 管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。
- (4) 自衛水防組織に、班を置く。
 - ア 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。
 - イ 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。
 - ウ 防災センターを自衛水防組織の活動拠点とする。

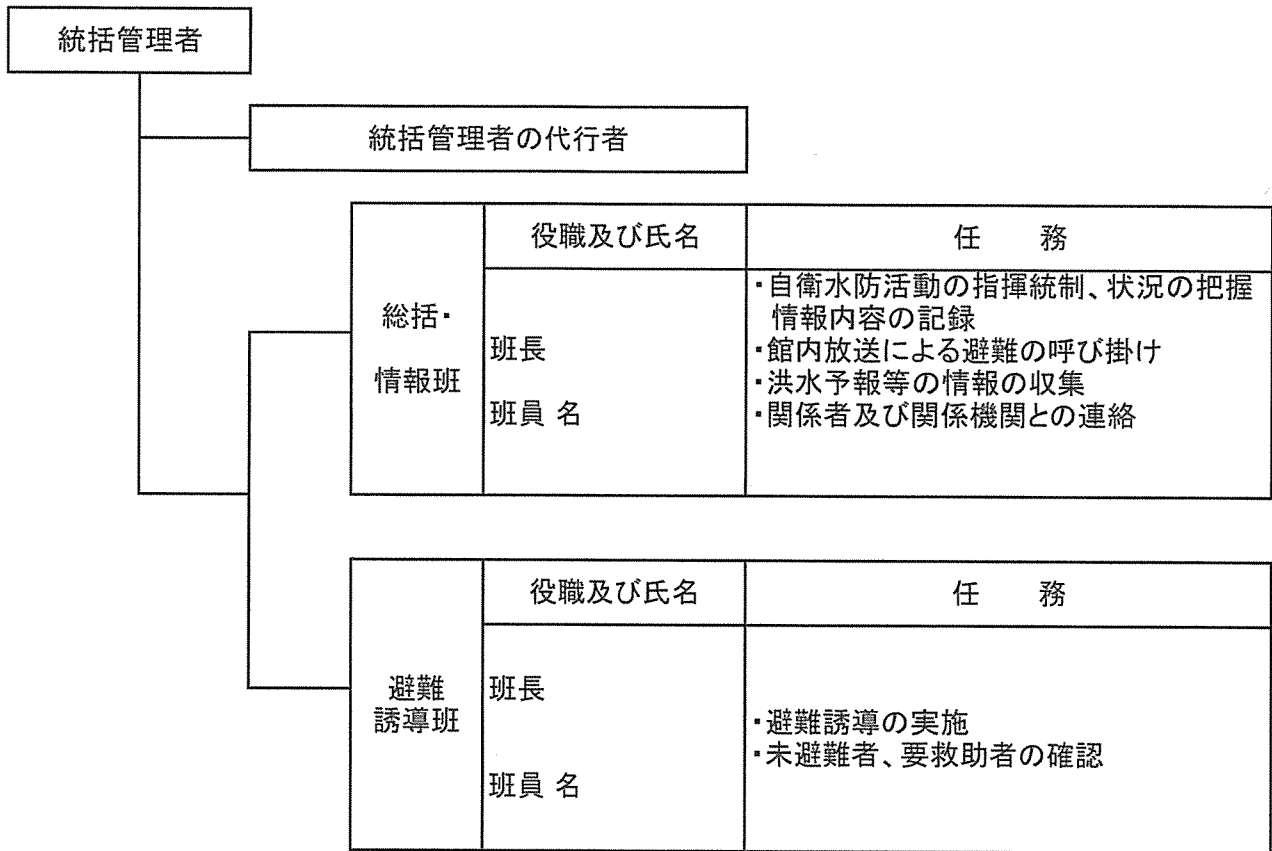
(自衛水防組織の運用)

- (1) 管理権原者は、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。
- (2) 特に休日・夜間に在館する従業員等のみでは、十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権原者は、近隣在住の従業員等の非常召集も考慮して組織編成に努めるものとする。
- (3) 管理権原者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

2 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

- (1) 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
- (2) 毎年6月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

別表1 自衛水防組織の編成と任務

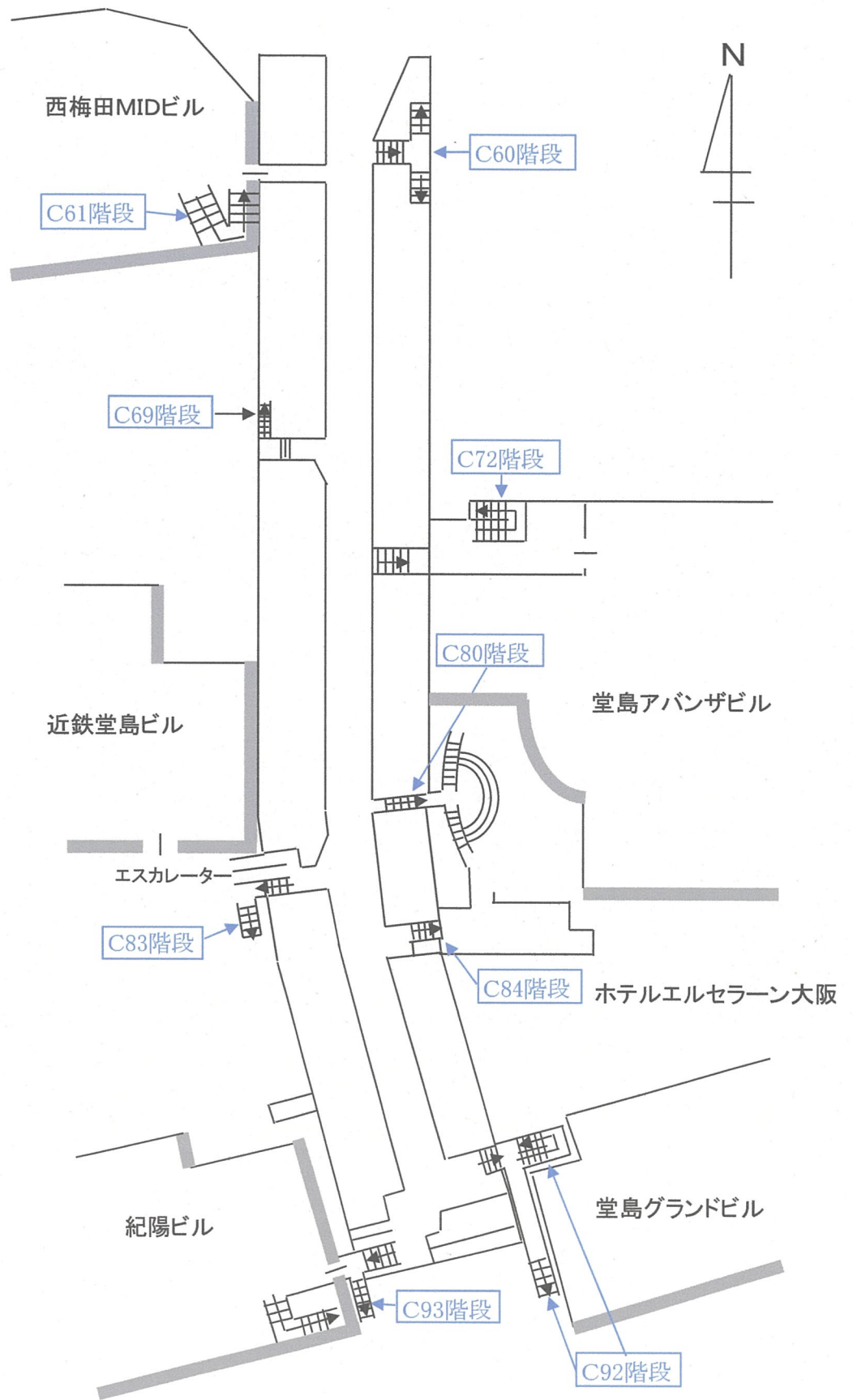


別表2 自衛水防組織装備品リスト

任 務	装 備 品
総括・情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・名簿(従業員、利用者等) ・情報収集及び伝達機器(ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等) ・照明器具(懐中電灯、投光器等)
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・名簿 ・誘導の標識(案内旗等) ・情報収集及び伝達機器(タブレット、トランシーバー、携帯電話等) ・懐中電灯 ・携帯拡声器

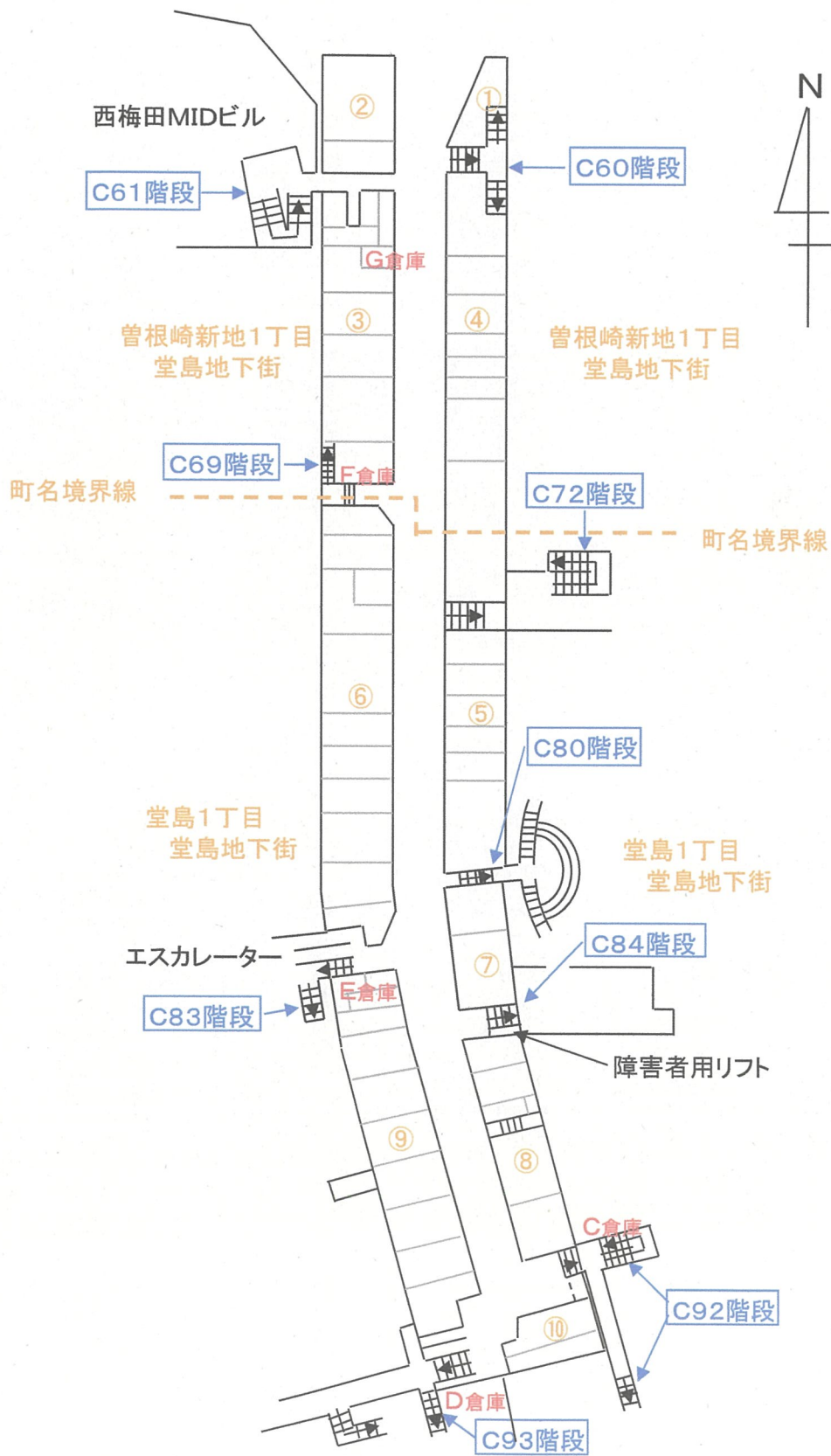
ドージマ地下センター接続ビル概略区

別図1



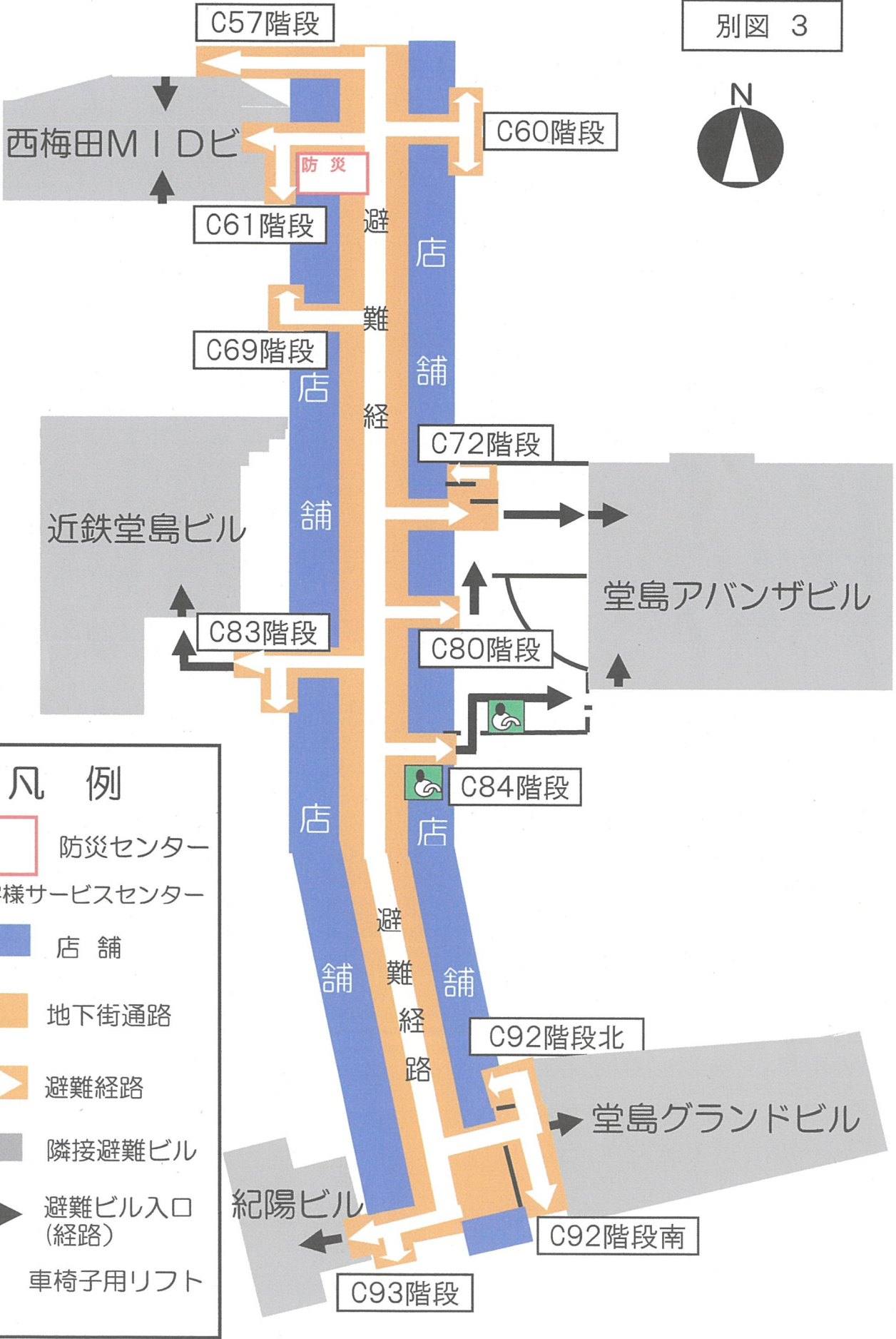
ドージマ地下センターB1平面図

別図2



ドージマ地下センター防災マップ【避難経路】

別図 3



凡 例

- 防 災 防災センター
お客様サービスセンター
- 店 舗
- 地下街通路
- 避難経路
- 隣接避難ビル
- 避難ビル入口 (経路)
- 車椅子用リフト

ドージマ地下センター周辺図

